

## =お知らせ=

### 自動車検査証備考欄へ「定期点検整備に関する指導履歴」の記載が開始されました

国土交通省では、整備命令又は限定自動車検査証を交付する際に「点検等の勧告」を発動した場合、定期点検整備に関する指導の履歴として、登録自動車及び二輪の小型自動車の自動車検査証及び限定自動車検査証の備考欄に勧告を実施した旨の記載を平成27年6月から開始しました。なお、取扱いなどに関しては以下のとおりとなります。

#### 【自動車検査証等の備考欄への指導履歴の記載内容】

##### 【定期点検整備実施の指導履歴】平成〇〇年〇〇月〇〇日勧告

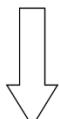
継続検査における指導履歴の記載までの流れ（例）

###### 【国／窓口（検査の受付時）】

〔継続検査申請車両を対象として検査の受付時実施する事項〕

- ・点検整備記録簿の確認（前検査の有無の確認）
- ・審査依頼書作成

前検査の場合・・継続検査申請書（OCRシート）の定期点検欄に1を記入  
審査依頼書に「前検査」を標記

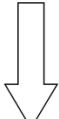


審査依頼書により審査依頼

###### 【検査法人／検査場】

〔通常の検査の中で不合格箇所があった車両について実施する事項〕

- ・前検査であり、自動車点検基準別表第8に該当する不合格箇所が1箇所でもある場合、自動車検査票1に不合格箇所を確実に記入する。
- ・保安基準に適合しない旨の審査結果通知書作成



検査法人は車両法第74条の2第2項の規定に基づき、審査結果

通知書が国の窓口に届くよう措置する。

###### 【国／窓口】

1. 検査法人からの審査結果通知書の不合格の内容が自動車点検基準別表第8に該当するか確認する。
2. 再検査の時期及び定期点検整備のうち最長の間隔で行うべきものが行われているか確認する。
3. OCRシート第3号様式の受検形態欄に当該自動車の受検形態に応じた番号を記入し、限定自動車検査証の備考欄への指導履歴情報を記載した上で限定自動車検査証の交付を行う。
4. 使用者に対し勧告書の交付（送付）を行う。

## 『不正改造車を排除する運動』について

—6月1日～6月30日の1ヶ月間は「不正改造車排除強化月間」—

「不正改造車を排除する運動」の実施に関する国土交通省通達をお知らせ致します。平成27年度においても、全国的に不正改造車の排除のための諸活動になお一層強力に取り組むよう本運動の趣旨・実施事項等を踏まえご協力をお願いします。

なお、本運動のポスター掲示と不正改造車排除マニュアルをご活用下さい。

### 【目的】

我が国の自動車保有台数は、平成26年12月末現在で8,100万台を超えており、自動車が国民生活にとって欠かすことのできない移動・輸送手段となっている。一方、昨年の交通事故による死者数は4,113人と14年連続して減少しており、負傷者数も70万人と10年連続で減少しているが、近年、交通事故死者数の減少幅は縮小傾向にあり、依然として厳しい状況が続いている。

また、我が国の大気環境については、近年環境基準の達成状況に改善傾向がみられるものの、二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）及び浮遊粒子状物質（SPM）の環境基準が達成されていない地域が依然として残っている状況にある。さらに、自動車交通騒音に係る環境基準達成状況についても、近年、全体としては緩やかな改善傾向であるものの、幹線道路に近接する空間においては改善すべき余地が依然として大きく、未だ苦情も寄せられている状況にある。

このような状況の中、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車については、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっていることから、社会的にもその排除が強く求められている。

また、最近では、部品の取付けや取外しによって保安基準に適合しなくなっても、違法であるとの認識のないままに改造を行っている使用者も見受けられる。

このため、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開することにより、不正改造についての認知度を高め、車両の安全確保・環境保全を図ることにより、国民の安全・安心の確保を確実に実現する。

### 【実施期間】

「不正改造車を排除する運動」は、年間を通じた運動とするが、平成27年6月1日（月）から6月30日（火）までの1ヶ月間を「不正改造車排除強化月間」（以下「強化月間」という。）とし、特に重点をおいて運動を実施する。

### 【実施事項】

#### 1. 重点排除項目

- (1) 視認性、被視認性の低下を招く窓ガラスへの着色フィルム等の貼付
- (2) 前面ガラスへの装飾板の装着
- (3) 灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け
- (4) タイヤ及びホイール（回転部分）の車体外へのみ出し
- (5) 騒音の増大を招くマフラーの切断・取外し及び騒音低減機構を容易に取り外せる等の基準不適合マフラーの装着

- (6) 土砂等を運搬するダンプ車の荷台さし枠の取付け及びリアバンパ（突入防止装置）の切断・取外し
- (7) 基準外のウィング（エア・spoイラ）の取付け
- (8) 不正な二次架装
- (9) 大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等
- (10) ディーゼル黒煙を悪化させる燃料噴射ポンプの封印の取外し
- (11) 不正軽油燃料の使用

## 2. 自動車整備事業者における実施事項

「不正改造車を排除する運動」のポスターを掲示する等により、自動車ユーザーに不正改造防止を周知し、不正改造車の排除に努める。

- (1) 適正な整備・改造の推進
- (2) 従業員に対する指導等
- (3) 自主点検の実施
- (4) 不正改造車に関する情報等の提供



# スキャンツール補助事業の公募を開始します

平成27年度省エネエネルギー・ロジスティクス等推進事業費補助金（スキャンツールを活用した整備の高度化等推進事業）の実施に必要な、スキャンツール本体の購入を行う自動車整備事業者に対し、購入経費の一部を補助するための公募を開始いたします。

## 公募対象者：

以下のいずれかを満たす自動車整備事業者のうち、パシフィックコンサルタンツ株式会社が公表する補助対象スキャンツールが配備されていない事業場（自動車整備工場）がある事業者に限ります。

ただし、新技術に対応するため、旧機種から新機種への買い替えも可能する目的で、事業場にある全ての補助対象設備が既に法定耐用年数を超過している場合も補助対象とします。

**ア. 自動車分解整備事業者** (道路運送車両法第78条)

**イ. 優良自動車整備事業者** (道路運送車両法第94条)

## 公募期間：

**平成27年7月1日（水）～7月31日（金）**

※申請の合計額が予算額に達した場合、公募期間内であっても公募は終了します。

## 補助の概要：

**一定要件を満たすスキャンツール本体の購入経費の一部**

※パソコンやプリンター等、周辺機器の購入経費を除く。

**補助率 1/3、補助上限額 10万円**

※補助申請の合計額が予算額を超える場合には、採択された場合でも補助率や補助上限額を減額する場合があります。予めご了承下さい。



スキャンツールと故障診断作業

詳しくは…

パシコン

検索

→ パシフィックコンサルタンツ(株)HPより  
[省エネ型陸上輸送実証事業]をクリック

問い合わせ先



パシフィックコンサルタンツ株式会社

省エネ型陸上輸送実証事業事務局

TEL 03-5339-7411 (直通)

## 今月の配布物について

### ①違法マフラーの排除を啓発するポスター・チラシの送付について

本年度の不正改造車を排除する運動の重点排除項目の一つである、「騒音の増大を招くマフラーの切断・取外し及び騒音低減機構を容易に取り外せる等の基準不適合マフラーの装着」の排除を啓発するポスター・チラシが届きましたので配布します。

・チラシ 各工場 1枚

・ポスター 各工場 1枚



### ② 「衝突安全性能評価」「予防安全性能評価」の配布について

独立行政法人自動車事故対策機構（N A S V A）では、国土交通省の指導のもと、自動車ユーザーに安全意識を高め、より安全な自動車の普及を図るため、自動車アセスメント情報を公表しております。

本年度におきましても、当会に「衝突安全性能評価」及び「予防安全性能評価」が届きましたので、配布します。

・パンフレット 各工場 1冊ずつ



## セーフティードライブ・チャレンジ123参加チーム募集について

本年度も無事故・無違反に5人1チームで挑戦する「セーフティードライブ・チャレンジ123」が開催されます。

支部チーム毎に参加しますので、皆様のチャレンジをお待ちしております。

- ◇実施期間 7月21日（火）～11月20日（金）の123日間
- ◇応募資格 運転免許証（国内免許）を持つ県内在住又は県内在勤者
- ◇申込方法 申込用紙を6月22日（月）までに各支部を通じて総務課までご提出下さい。  
(参加料は本会で負担します)
- ◇問い合わせ 総務課（TEL 055-262-4422）まで

## 今年度の目標

### 【平成26年度の参加結果】

#### 〔全 体〕

参加チーム数 7,493チーム  
(内達成チーム数 6,111チーム 達成率 81.5%)

#### 〔振興会〕

参加チーム数 97チーム  
(内達成チーム数 80チーム 達成率 82.5%)

違反は18件あり、**携帯電話使用（4件）、シートベルト不着用（3件）、等**でした。  
いずれも日常の心がけでなくすことが可能であり、この結果をチャレンジ目標として本年度も参加します。

携帯電話使用禁止



シートベルトの着用



## 商品引換券のご活用について

検査機器回数券(¥9,200)の購入時の商品引換券  
支部記念品として贈呈された商品引換券  
タンスや押し入れの中に眠っていませんか？



商工組合の商品が購入できますので、積極的にご活用下さい。

**買物が便利！**

## 車検・点検案内はがき「お楽しみくじ」5月分当選発表

事業場	認証	支部	事業場	認証	支部
芦沢自動車整備工場	27	甲府東	清水モータース	858	南アルプス北
有泉自動車(株)	788	甲府東	(株) 稲葉工業	63	南巨摩南
(有)大木自動車	922	甲府西	米山自動車工場	629	東八
三友自動車工業(有)	15	甲府南	雨宮自動車整備工場	790	東八
(株) キリン自動車	411	甲府南	小澤自動車工業	931	東八
(有) 塩部モータース	189	甲府北	長田自動車整備工場	941	東八
山本自動車整備工場	699	韮崎	根津自動車工業(株)	548	日下部
樽林モータース	834	韮崎	(有) カードック V J オート	406	塩山
ボディーショップカサワ	986	韮崎	三森自動車	799	塩山
富士自動車工業所	330	南アルプス南	塩山車検センター協同組合	987	塩山
井上モータース	355	南アルプス南	(有) 山和	1191	塩山
新津モータース	413	南アルプス南	東信自動車整備工場	314	岳麓
オートサービス三金	559	南アルプス南	古久屋自動車	1009	大月
(有) 落合自動車工業	1024	南アルプス南	(株) セントラルモーターズ	802	都留
名執モータース	774	南アルプス北	高部自動車整備工場	805	都留

### 【訃報】

(甲府東支部 8-779)

渡之自動車  
代表者 渡邊 雅夫 様  
御子息 渡邊 輝章 様 (28歳)  
5月14日 ご逝去

(甲府北支部 8-211)

山梨自動車産業(株)  
代表者 坂本 信貴 様  
御祖母 坂本 しげ子 様 (89歳)  
5月16日 ご逝去

(南巨摩北支部 8-131)

志村自動車整備工場  
代表者 志村 智春 様  
御母堂 志村 菊子 様 (96歳)  
5月23日 ご逝去

(韮崎支部 8-1079)

(有) YKS自動車工業  
代表者 依田 雄介 様  
御母堂 依田 たつゑ 様 (98歳)  
5月24日 ご逝去

(岳麓支部 8-261)

(株) しんわ興業  
代表者 渡邊 秀樹 様  
御令室 渡邊 栄 様 (54歳)  
6月1日 ご逝去